平成２４年（フ）第３３号
栃木県小山市中央町３丁目１番16号
債務者　山屋　宗人
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　真
4　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第５０号
静岡県富士市入山瀬883番地の２
債務者　鶴見　勝宏
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成24年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５１号
静岡県富士宮市万野原新田3156番地の16
債務者　鶴見　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成24年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５３号
山口県下関市筋ケ浜町５番７号
債務者　有川　　襄
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊紀
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
山口県下関市筋ケ浜町５番７号
債務者　有川　敏子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊紀
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
新潟市西蒲区巻甲389番地
債務者　谷　　邦裕
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　破産債権の届出期間　平成24年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
広島市安佐南区中筋２丁目17番37―３号
債務者　岡嶋　由香
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
長崎県南島原市加津佐町乙248番地第２
債務者　荒木　國博
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
埼玉県川越市大塚１丁目４番地８　キャッスル川越南大塚305号室、前住所埼玉県川越市大字的場1280番地１　千代田的場ファミリアＢ―201号室
債務者　川野　純一
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５３号
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町17番８―209号
債務者　森本　勝夫
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７９号
仙台市青葉区新川字原田58―２、住民票上の住所仙台市青葉区芋沢字平15番地
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安西　文衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
仙台市若林区古城１丁目２番１―405号
債務者　窪田　　篤
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　公慈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
岡山県倉敷市児島塩生348番地88
債務者　上森新二郎
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市児島塩生348番地88
債務者　上森　廣美
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１１号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6887番地の10
債務者　中島　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１６号
広島市東区矢賀新町１丁目３番22―６号
債務者　吉田　孝一
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部